

## 規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十号

埼玉県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県宅地建物取引業法施行細則（平成十五年埼玉県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五条の三」を「第五条の二」に改める。

第三条第一項中「規定する免許申請者」を「規定する法第三条第一項の免許を受けようとする者」に改める。

第四条中「第五条の三第一項の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を「第五条の二第一項の変更届出書」に改める。

第五条中「第五条の五」を「第五条の四」に改める。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

第十五条第一項中「様式第八号」を「様式第七号」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条中「様式第九号」を「様式第八号」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条中「様式第十号」を「様式第九号」に改め、同条を第十六条とし、第八条を第十七条とする。

様式第七号を削る。

様式第八号中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第九号(一)中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様

式を様式第八号(一)とする。

様式第九号(二)中「(第16条関係)」を「(第15条関係)」に改め、同様

式を様式第八号(二)とする。

様式第十号(一)中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様

式を様式第九号(一)とする。

様式第十号(二)中「(第17条関係)」を「(第16条関係)」に改め、同様

式を様式第九号(二)とする。

### 附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。